



徳洲苑しろいしと札幌市による さっぽろ食の安全・安心推進協定 協 定 書

(第 140073号)

徳洲苑しろいし と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

徳洲苑しろいしは、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成27年1月5日

医療法人徳洲会 徳洲苑しろいし
理事長

札幌市
市長

鈴木 隆夫

上田 文雄

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 厨房内での整理整頓、清掃、作業台、器具類等の洗浄・殺菌を徹底し常に清潔を保ちます。
- 原材料の鮮度・品質・消費期限・温度の確認、管理を徹底し、冷蔵・冷凍庫・食品庫内を整理整頓します。
- 調理工程での加熱・冷却、食事提供時の温物・冷物が基準温度に達しているかの確認を徹底します。